

## 第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

### 4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

#### 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

本事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項（以下「計画段階配慮事項」という。）については、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号）（以下「発電所アセス省令」という。）の別表第5においてその影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目（以下「参考項目」という。）を勘案しつつ、本事業の事業特性及び地域特性を踏まえ、表4-1のとおり重大な影響のおそれのある環境要素を選定した。

「計画段階配慮手続に係る技術ガイド」（環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会、平成25年）において、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」とされている。

本配慮書においては、工事中の影響を検討するための工事計画等まで決まるような熟度になく、方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であると考えことから、工事の実施による重大な環境影響を対象としないこととした。なお、方法書以降の手続きにおいては「工所用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響」に係る環境影響評価を実施する。

表 4-1 計画段階配慮事項の選定

影響要因の区分				工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用	
				工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	粉じん等					
		騒音	騒音					
		振動	振動					
	水環境	水質	水の濁り					
	その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					
		地盤	土地の安定性					
その他		反射光				○		
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地				○		
	植物	重要な種及び重要な群落				○		
	生態系	地域を特徴づける生態系				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物						
		残土						
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

- 注：1. ■ は「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「別表第5」に示す参考項目である。  
 2. □ は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第13」に示す放射性物質に係る参考項目である。  
 3. 「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目である。

#### 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由は、表 4-2 のとおりである。なお「4.1.1 計画段階配慮事項の選定」のとおり、本配慮書においては工事の実施による影響を対象としないこととした。

表 4-2 計画段階配慮事項として選定する理由又は選定しない理由  
(土地又は工作物の存在及び供用)

環境要素		影響要因	選定	選定する理由又は選定しない理由
大環境	騒音	騒音	×	事業実施想定区域の周囲には、配慮が特に必要な施設等の保全対象が存在し、施設の稼働に伴う騒音の影響が想定されるが、低騒音型のパワーコンディショナー等の採用や施設の配置計画で影響を低減できることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	騒音	騒音		
水環境	水質	水の濁り	×	事業実施想定区域内に調整池を設置するため、貯留水の濁りが発生することが想定されるが、沈砂等に十分な容量の調整池を設置することから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	×	事業実施想定区域において「日本の地形レッドデータブック第1集、第2集」(日本のレッドデータブック作成委員会、平成12年14年)や文化財保護法(昭和25年法律第214号)で選定された学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質が存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
		土地の安定性	×	本事業はゴルフ場を利用することから、大規模な地形の改変は実施しない。また、事業実施想定区域内には、斜面崩壊のおそれがある砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成工事規制区域、土砂災害特別警戒区域が存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
	その他	反射光	○	事業実施想定区域の周囲には配慮が特に必要な施設等々の保全対象が存在し、施設の存在に伴う反射光の影響が想定されることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において、「環境省レッドリスト2020」選定種等が確認されていることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
植物	重要な種及び重要な群落	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において、「環境省レッドリスト2020」選定種等が確認されているため、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	地形改変及び施設の存在	○	事業実施想定区域及びその周囲において重要な自然環境のまとまりの場の存在が確認されていることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定する。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	地形改変及び施設の存在	×	本事業は既設のゴルフ場を利用することから改変面積は小さく、景観資源を消滅又は縮小するものではない。また、事業実施想定区域の周囲には主要な眺望点が存在するが、発電設備の地上高は4m程度であることから、新たな施設の存在に伴う眺望景観の変化の影響は小さいと想定されることから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
人と自然の触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	地形改変及び施設の存在	×	事業実施想定区域の周囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在するが、事業実施想定区域内には存在しないことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。
廃棄物等	産業廃棄物	地形改変及び施設の存在	×	太陽電池の撤去等が想定されるが、廃棄物処理法や建設リサイクル法の主旨に沿った処理を行うことから、重大な影響のおそれのある環境要素として選定しない。

注：1. 「○」は選定した項目を示す。

2. 「×」は選定しなかった項目を示す。

## 4.2 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項に係る調査予測及び評価の手法は、発電所アセス省令第6条、第7条、第8条及び第9条に基づき、配慮書事業特性及び配慮書地域特性を踏まえ、表4-3のとおり選定した。また、計画段階配慮事項の評価方法の判断基準は表4-4のとおりである。

なお、動物及び植物については、文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報もあることから、専門家等へのヒアリングも実施することとした。

表 4-3 調査、予測及び評価の手法

環境要素の区分		調査手法	予測手法	評価手法
その他	反射光	配慮が特に必要な施設等の状況を文献その他の資料により調査した。	事業実施想定区域をソーラーパネルの設置予定範囲とし、事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係（最短距離）を整理し、事業実施想定区域から1,000m <sup>*</sup> の範囲について配慮が特に必要な施設等の戸数を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	動物の重要な種の生息状況及び注目すべき生息地の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。	事業実施想定区域と重要な種の主な生息環境及び注目すべき生息地の重ね合わせにより、直接的な変化の有無による生息環境の変化及び施設の稼働に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
植物	重要な種及び重要な群落	植物及び植物群落の分布状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査した。	事業実施想定区域と重要な種の生育環境、重要な植物群落及び巨樹・巨木林の重ね合わせにより、直接的な変化の有無による生育環境の変化に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場について、文献その他の資料により分布状況を調査した。	事業実施想定区域と重要な自然環境のまとまりの場の重ね合わせにより、直接的な変化の有無及び施設の稼働に伴う影響を整理した。	予測結果を基に、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価した。

※ ソーラーパネルからの反射光が確認できる距離は、発電設備の地上高さを約4mとした場合の見えの大きさ（垂直視野角）が、最も安全サイドの「輪郭がやっとわかる0.5度」とした直線距離約500mの約2倍の範囲として1,000mを設定した。

表 4-4 計画段階配慮事項の評価方法の判断基準

環境要素の区分		評価の方法 (配慮書段階)	重大な影響がない	重大な影響の可能性はある	重大な影響がある
その他の環境	反射光	事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係	事業実施想定区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設等が分布しない。	事業実施想定区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設等が分布するが、地形や位置の状況から、方法書以降の手続きにおいてソーラーパネルの配置や構造等を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域及びその周囲に配慮が特に必要な施設等が分布し、位置の状況から、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	重要な種等の分布状況	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布しない。	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布する可能性があるが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	事業実施想定区域及びその周囲に重要な種等が分布する可能性があり、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。
植物	重要な種及び重要な群落				
生態系	地域を特徴づける生態系	重要な自然環境のまとまりの場の分布状況	自然環境の改変を伴わない。	自然環境の改変を伴うが、方法書以降の手続きにおいて現地調査等により現況を把握し、また、適切に影響の程度を予測し、必要に応じて環境保全措置を検討することにより影響の回避又は低減が可能。	自然環境の改変を伴い、方法書以降の手続きにおける検討では影響の回避又は低減が困難。

### 4.3 調査、予測及び評価の結果

選定した計画段階配慮事項に係る調査及び予測の結果（概要）は表 4-5 のとおりである。

表 4-5(1) 調査及び予測の結果（概要）

環境要素	調査結果（概要）	予測結果（概要）
反射光	<p>事業実施想定区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設等の位置は図 4-1 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域から、配慮が特に必要な施設等までの最短距離は、住宅等が約 0.3km、住宅等以外が約 2.9km であり、配慮が特に必要な施設等は事業実施想定区域の周囲に分布するが、事業実施想定区域には存在しない。</p>	<p>事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係は図 4-2 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域から 0～200m の範囲に住宅等が 0 戸、200～500m の範囲に住宅等が 4 戸、500～1,000m の範囲に住宅等が 4 戸分布している。</p>
動物	<p>① 重要な種 確認された重要な種は、哺乳類 7 種、鳥類 28 種、爬虫類 1 種、両生類 6 種、昆虫類 44 種、魚類 12 種であった。</p> <p>② 注目すべき生息地 事業実施想定区域及びその周囲における動物の注目すべき生息地の位置は図 4-3 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域周辺には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：平成 27 年 3 月 31 日）による「大の原鳥獣保護区」及び「薬菜山鳥獣保護区」、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（環境省 HP、閲覧：令和 3 年 5 月）に基づく重要湿地である「田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群」、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）である「蔵王・船形」が存在する。</p> <p>なお、事業実施想定区域は、「薬菜山鳥獣保護区」に含まれている。</p> <p>③ 専門家等へのヒアリング 文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。</p>	<p>文献その他の資料による現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は図 4-4、現存植生図の凡例は表 4-6 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域内は、「ブナクラス域代償植生」のコナラ群落（V）、アカマツ群落（V）、ススキ群団（V）、「植林地、耕作地植生」のゴルフ場・芝地、放棄畑雑草群落等が分布している。</p> <p>① 重要な種 樹林、草地、草原、耕作地、その他（洞窟、市街地等）を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。</p> <p>水辺、水域、湿地を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。ただし、カワネズミについては、自然度が高い河川環境の改変は行わないことから、直接改変による生育環境に変化はないものと予測する。</p> <p>② 注目すべき生息地 事業実施想定区域は「薬菜山鳥獣保護区」に含まれており、その一部が改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴い影響が生じる可能性があるものと予測する。</p>

表 4-5(2) 調査及び予測の結果 (概要)

環境要素	調査結果 (概要)	予測結果 (概要)
植 物	<p>① 重要な種 確認された重要な種は、32科71種であったが、事業実施想定区域における確認位置情報は得られなかった。</p> <p>② 重要な群落 事業実施想定区域及びその周囲における重要な植物群落は図 4-5 のとおり、「田谷地沼の沼沢地植物群落」、「南北かば谷地の沼沢地植物群落」、「田谷地沼のハンノキカササゲ群落」、「荒沢湖沼群地域の沼沢地植物群落」、「荒沢のハンノキミズバショウ群落」、「薬菜山のブナ群落」、「薬菜山のサワグルミ・トチノキ群落」、植生自然度 10 及び 9 の群落が分布する。</p> <p>なお、事業実施想定区域内の重要な植物群落としては、植生自然度 9 の群落が一部分布している。</p> <p>③ 巨樹・巨木林・天然記念物 事業実施想定区域の周囲には、図 4-6 のとおり、計 10 件の巨樹・巨木林が存在している。また、事業実施想定区域の周囲には、加美町指定天然記念物である「荒沢の水ばしょう」及び「薬菜山のブナ林、サワグルミ、トチノキ林の原生林」が分布している。</p> <p>④ 専門家等へのヒアリング 文献その他の資料の収集のみでは得られない地域の情報について、専門家等へのヒアリングを実施した。</p>	<p>文献その他の資料による現存植生図と事業実施想定区域の重ね合わせを行った結果は図 4-4、現存植生図の凡例は表 4-6 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域内は、「ブナクラス域代償植生」のコナラ群落 (V)、アカマツ群落 (V)、ススキ群団 (V)、「植林地、耕作地植生」のゴルフ場・芝地、放棄畑雑草群落等が分布している。</p> <p>① 重要な種 樹林、草地、耕作地、湿地を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に主な生育環境が存在し、その一部が改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。</p> <p>水辺、水域を主な生育環境とする重要な種については、事業実施想定区域内に現存植生図上に現れない小さなため池が複数存在しており、その一部が直接改変されることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるものと予測する。</p> <p>② 重要な群落 重要な植物群落としては、植生自然度 9 の群落が事業実施想定区域内の一部に存在しているため、改変される場合、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性があるとして予測する。</p> <p>③ 巨樹・巨木林・天然記念物 巨樹・巨木林、天然記念物に指定されている植物は、事業実施想定区域内に存在しないことから、改変による影響はないものと予測する</p>
生態系	<p>事業実施想定区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場の状況は図 4-7 のとおり、「自然植生 (植生自然度 10 及び 9)」、「自然公園 (県立自然公園船形連峰)」、「保安林」、「鳥獣保護区 (大の原、薬菜山)」、「特定植物群落 (田谷地沼の沼沢地植物群落、南北かば谷地の沼沢地植物群落)」、「巨樹・巨木林」、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) (蔵王・船形)」、「重要湿地 (田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群)」が存在している。</p>	<p>重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の位置関係は図 4-7 のとおりである。</p> <p>事業実施想定区域には、薬菜山鳥獣保護区が全域に、植生自然度 9 に相当する自然植生が一部に存在する。薬菜山鳥獣保護区及び植生自然度 9 に相当する自然植生の面積の減少により生態系に影響が生じる可能性があるとして予測する。</p> <p>なお、植生自然度 10 に相当する自然植生、「自然公園 (県立自然公園船形連峰)」、「保安林」、「大の原鳥獣保護区」、「特定植物群落 (田谷地沼の沼沢地植物群落、南北かば谷地の沼沢地植物群落)」、「巨樹・巨木林」、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA) (蔵王・船形)」、「重要湿地 (田谷地沼、かば谷地、すげ沼湿地池沼群)」は、事業実施想定区域外であることから、直接改変による影響はないと予測する。</p>

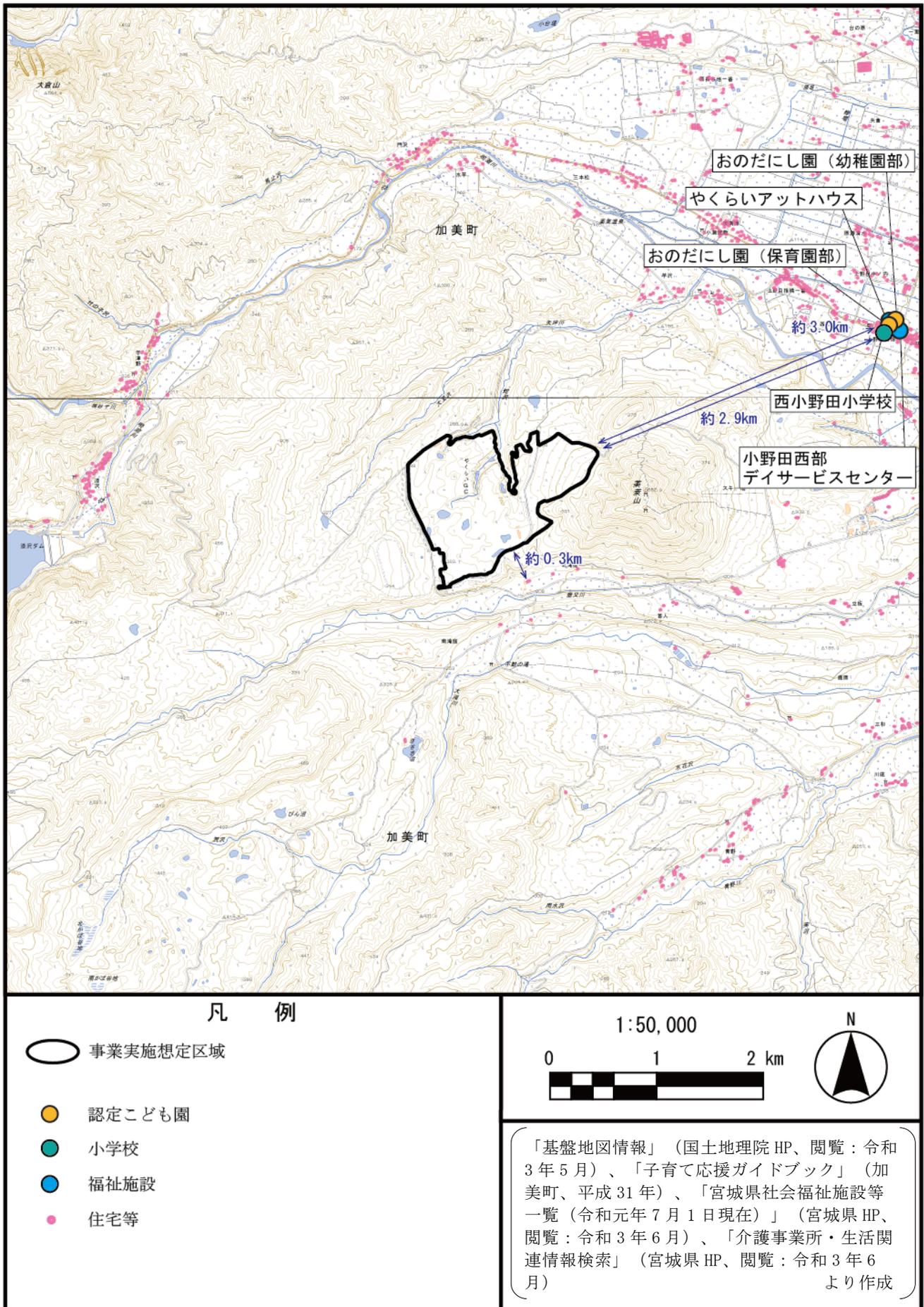


図 4-1 事業実施想定区域の周囲における配慮が特に必要な施設等の位置

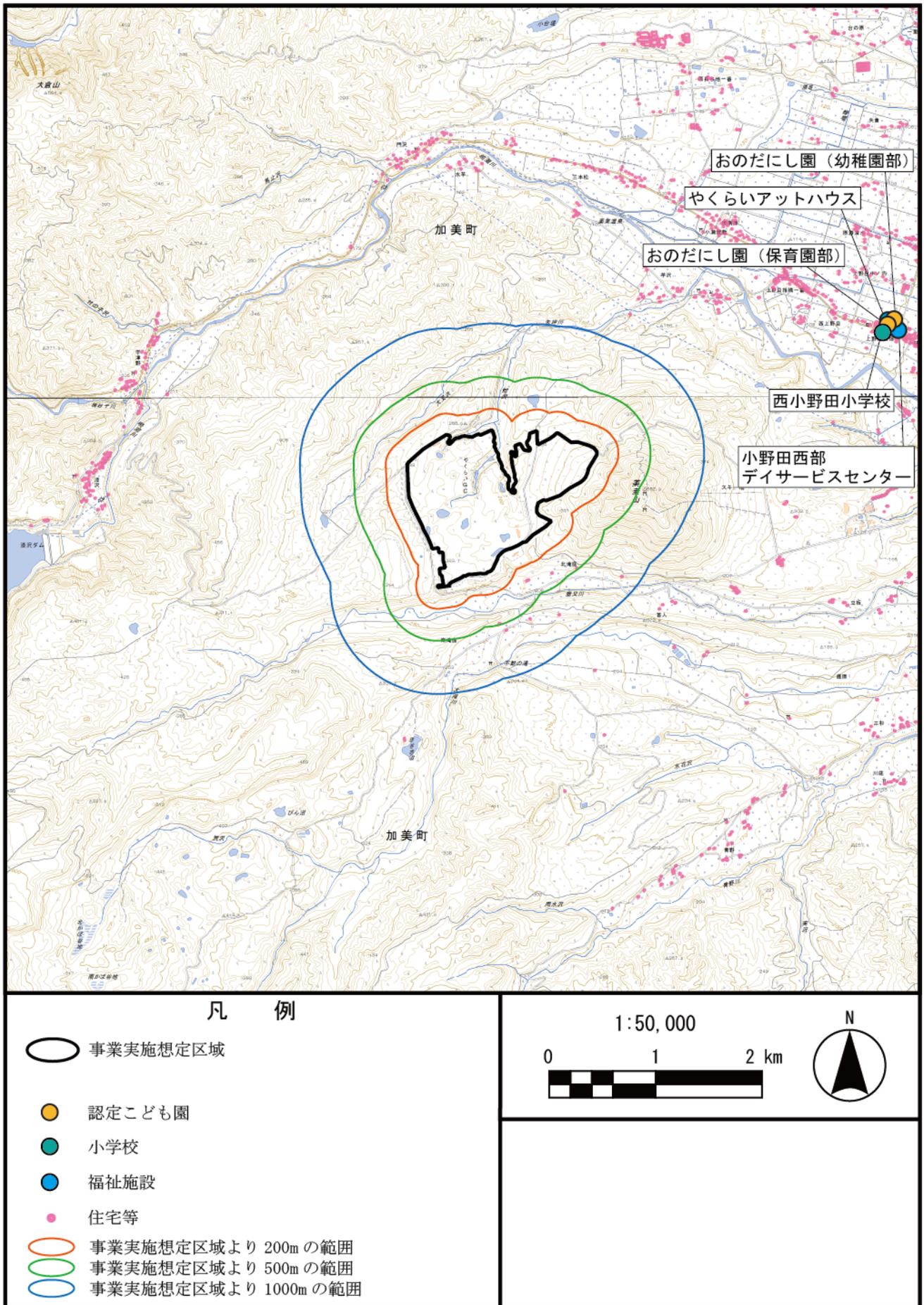
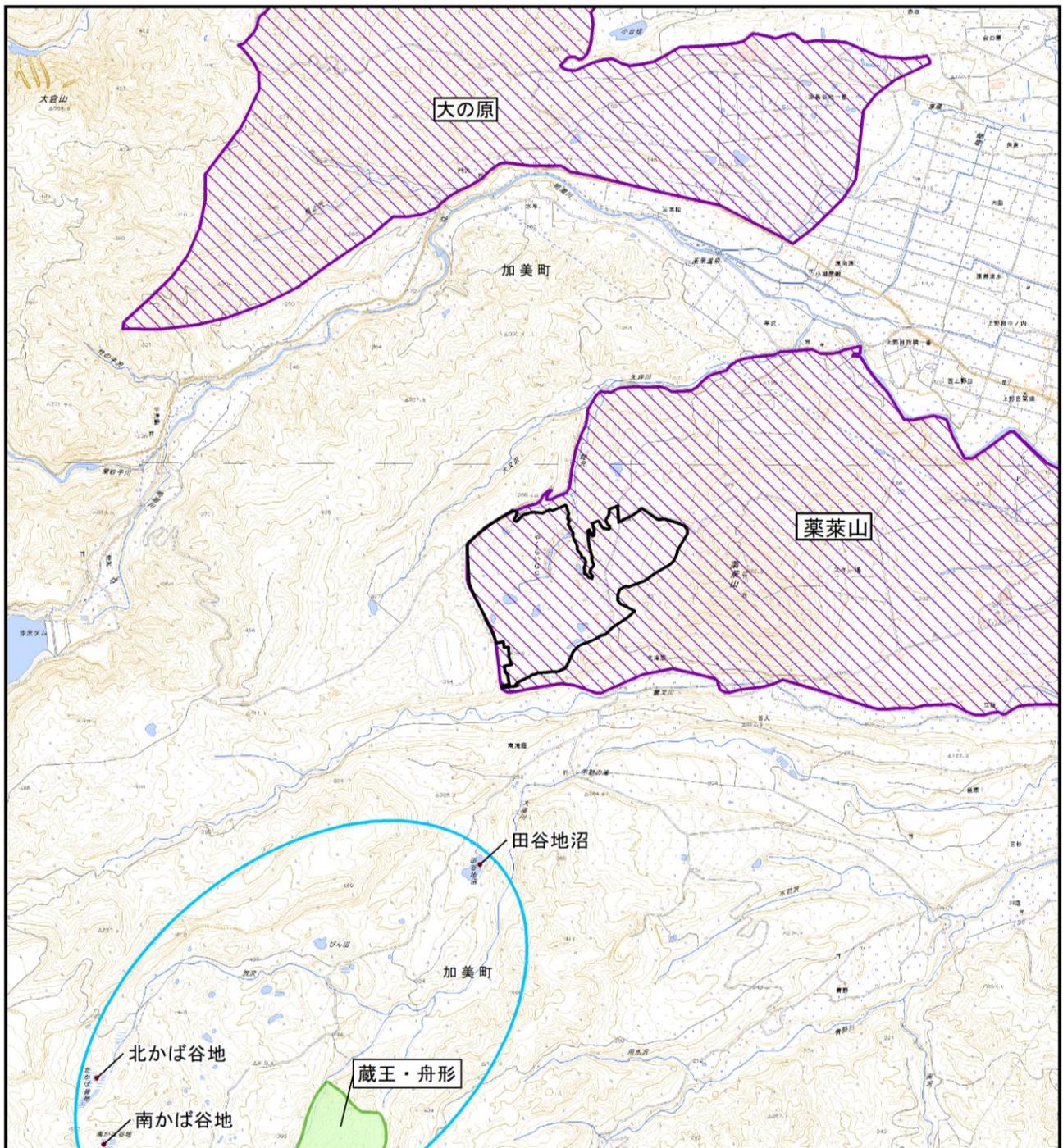


図 4-2 事業実施想定区域と配慮が特に必要な施設等との位置関係



凡 例

-  事業実施想定区域
-  鳥獣保護区
-  生物多様性の観点から重要度の高い湿地
-  生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)

1:50,000



「令和 2 年度鳥獣保護区位置図」(宮城県 HP、閲覧：令和 3 年 5 月)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省 HP、閲覧：令和 3 年 5 月)、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧：令和 3 年 5 月)

より作成

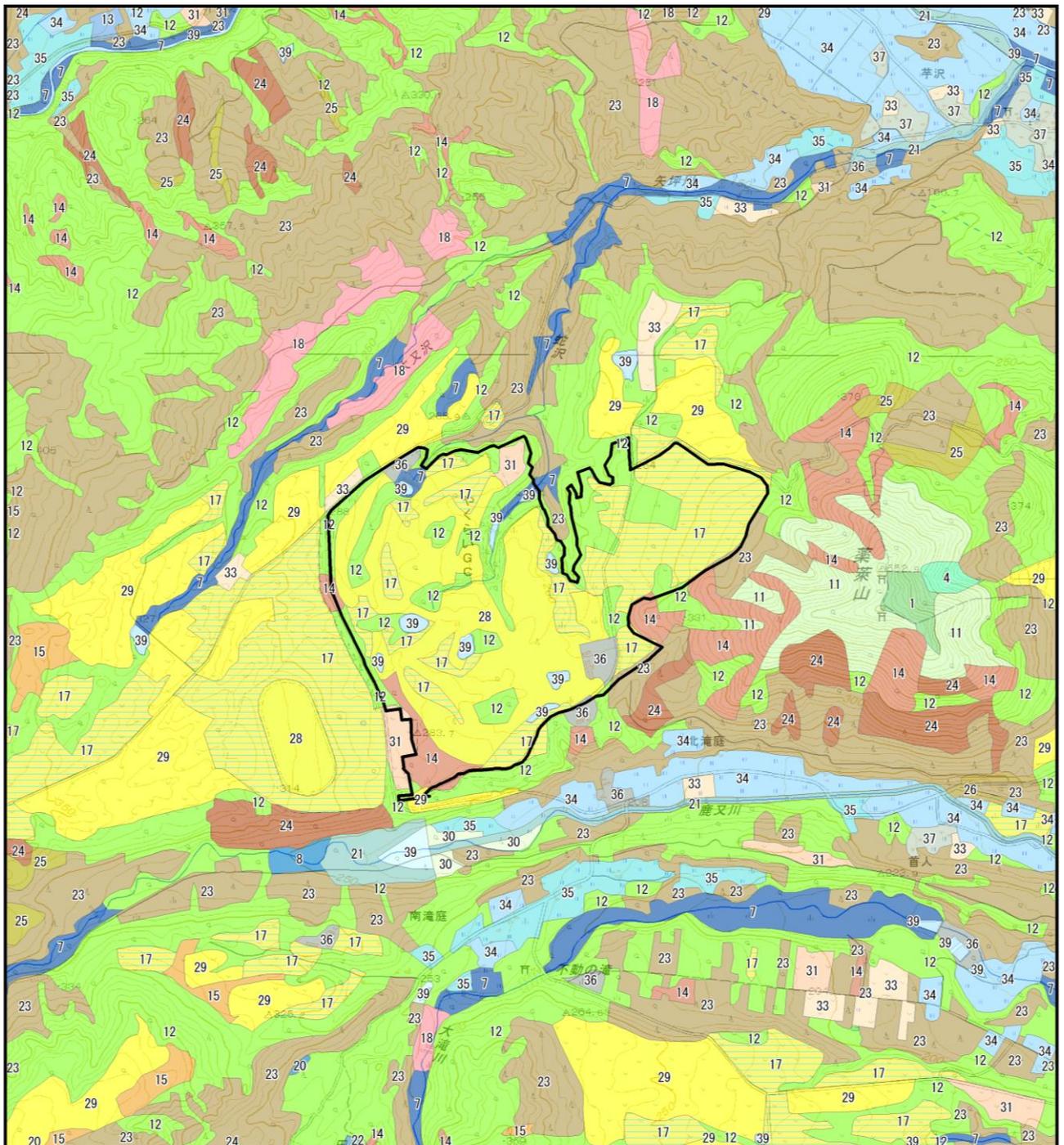
図 4-3 動物の注目すべき生息地

表 4-6 現存植生図凡例

植生区分	図中No.	群落名	統一凡例No.	自然度	
ブナクラス域自然植生		1 チシマザサ-ブナ群団	110100	9	
		2 イヌシデ-アカシデ群落	130401	9	
		3 クロベ-キタゴヨウ群落	140300	9	
		4 ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101	9	
		5 ケヤキ群落 (IV)	160400	9	
		6 ハンノキ群落 (IV)	170200	9	
		7 ヤナギ高木群落 (IV)	180100	9	
		8 ヤナギ低木群落 (IV)	180200	9	
		9 ヒメヤシヤブシ-タニウツギ群落	200101	9	
ブナクラス域代償植生		10 ブナ-ミズナラ群落	220100	8	
		11 オオバクロモジ-ミズナラ群集	220103	7	
		12 コナラ群落 (V)	220500	7	
		13 オニグルミ群落 (V)	221200	7	
		14 アカマツ群落 (V)	230100	7	
		15 タニウツギ-ノリウツギ群落	240102	5	
		16 ササ群落 (V)	250100	5	
		17 ススキ群団 (V)	250200	5	
		18 伐採跡地群落 (V)	260000	4	
河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生等		19 貧養地小型植物群落	470300	10	
		20 ヨシクラス	470400	10	
		21 ツルヨシ群集	470501	10	
		22 ヒルムシロクラス	470600	10	
植林地、耕作地植生		23 スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6	
		24 アカマツ植林	540200	6	
		25 カラマツ植林	540700	6	
		26 ニセアカシア群落	540902	3	
		27 竹林	550000	3	
		28 ゴルフ場・芝地	560100	4	
		29 牧草地	560200	2	
		30 路傍・空地雑草群落	570100	4	
		31 放棄畑雑草群落	570101	4	
		32 果樹園	570200	3	
		33 畑雑草群落	570300	2	
		34 水田雑草群落	570400	2	
		35 放棄水田雑草群落	570500	4	
	その他		36 市街地	580100	1
			37 緑の多い住宅地	580101	2
		38 造成地	580400	1	
		39 開放水域	580600	-	

注：1. 図中No. は、図 4-4 の現存植生図内の番号に対応する。

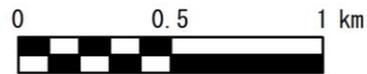
2. 統一凡例No. は、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万) 第 6・7 回 (平成 11 年～24 年/平成 25 年～)」(環境省 HP、閲覧:令和 3 年 5 月) の現存植生図に示される 6 桁の統一凡例番号 (凡例コード) である。



凡 例

○ 事業実施想定区域

1:25,000



「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5 万)  
 第 6・7 回 (調査年: 平成 14 年、平成 27 年)  
 (環境省 HP、閲覧: 令和 3 年 5 月)  
 より作成

図 4-4 文献その他の資料による現存植生図と事業実施想定区域

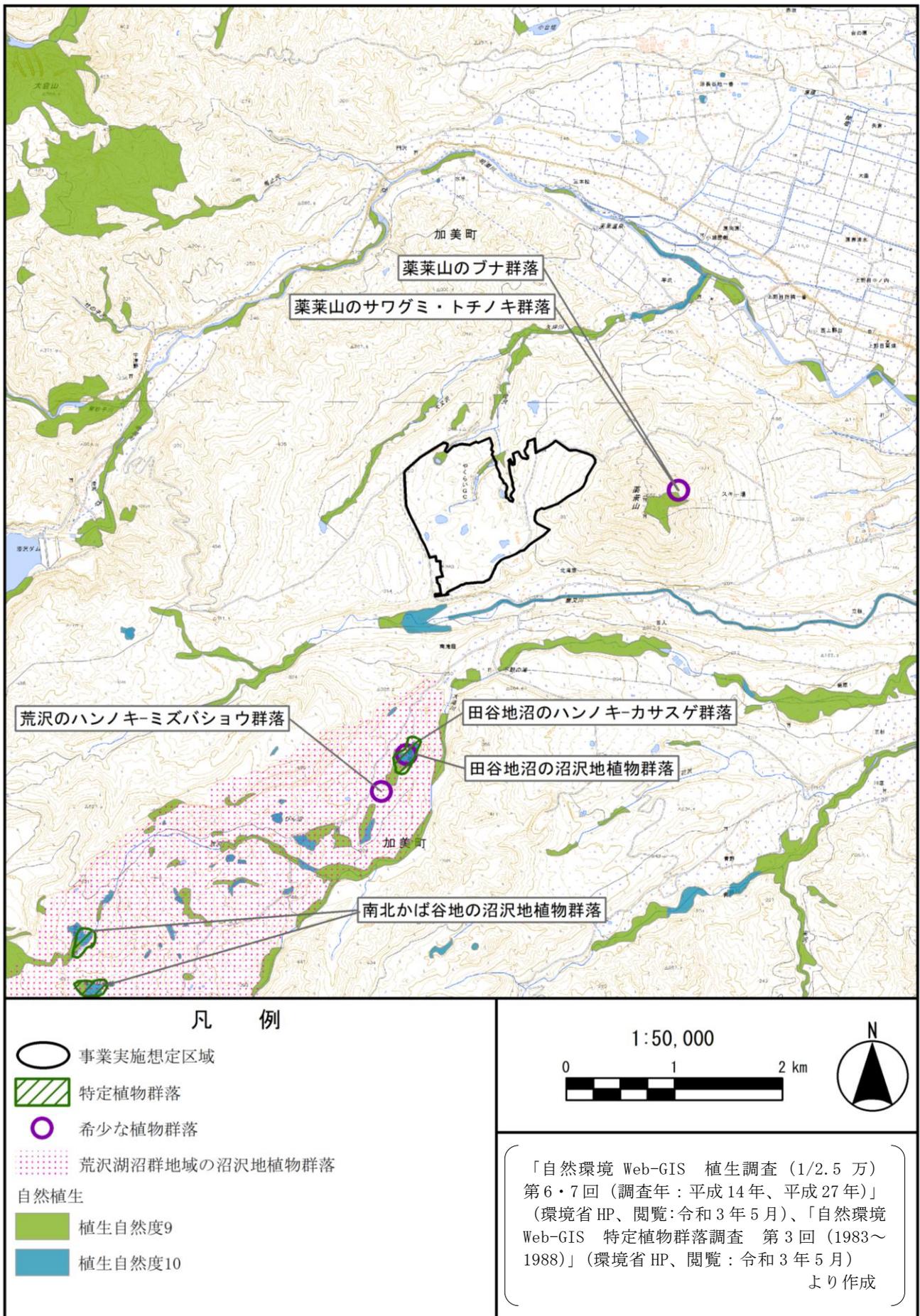


図 4-5(1) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な植物群落 (広域)

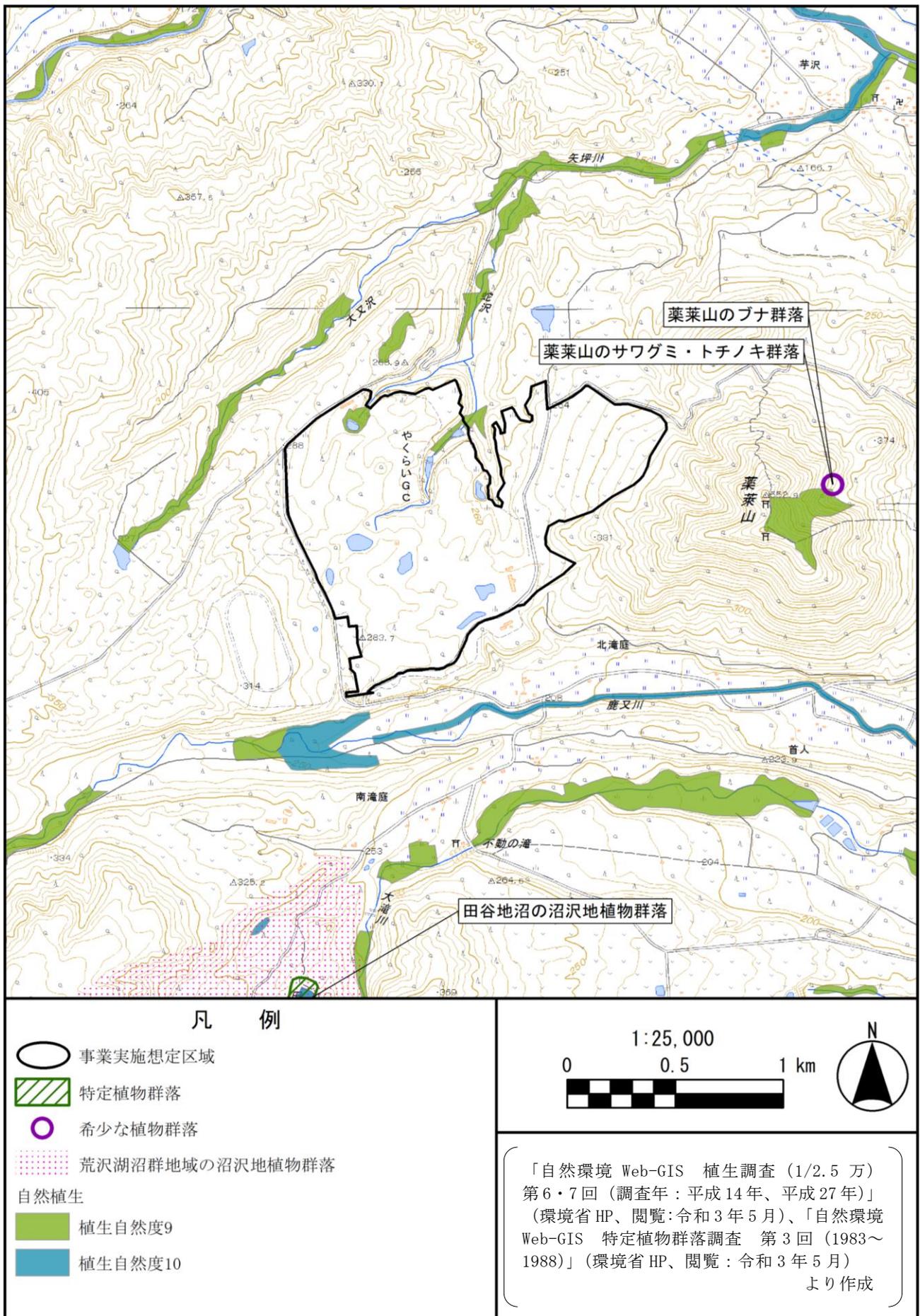
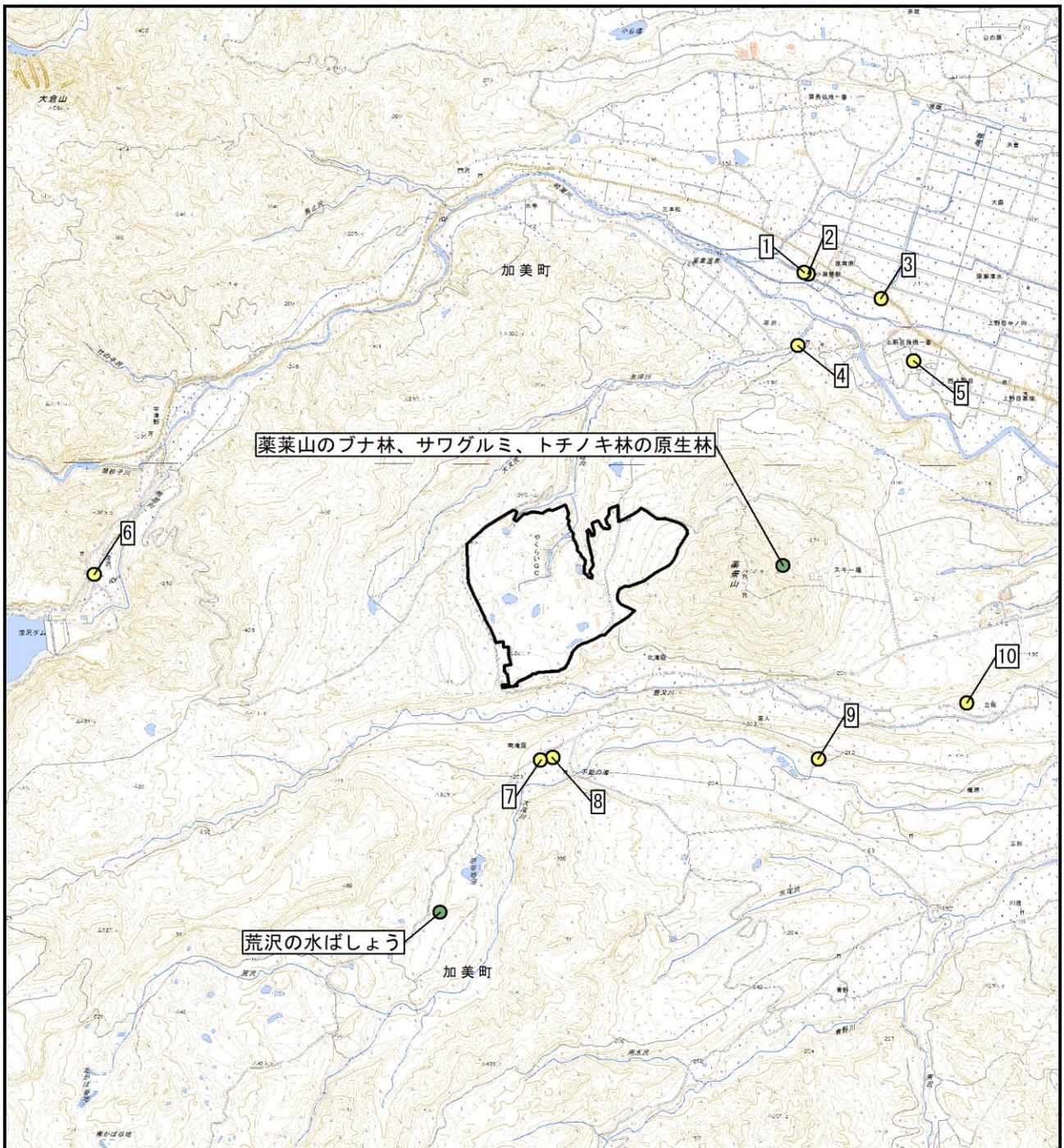


図 4-5(2) 事業実施想定区域及びその周囲の重要な植物群落 (拡大)



凡 例

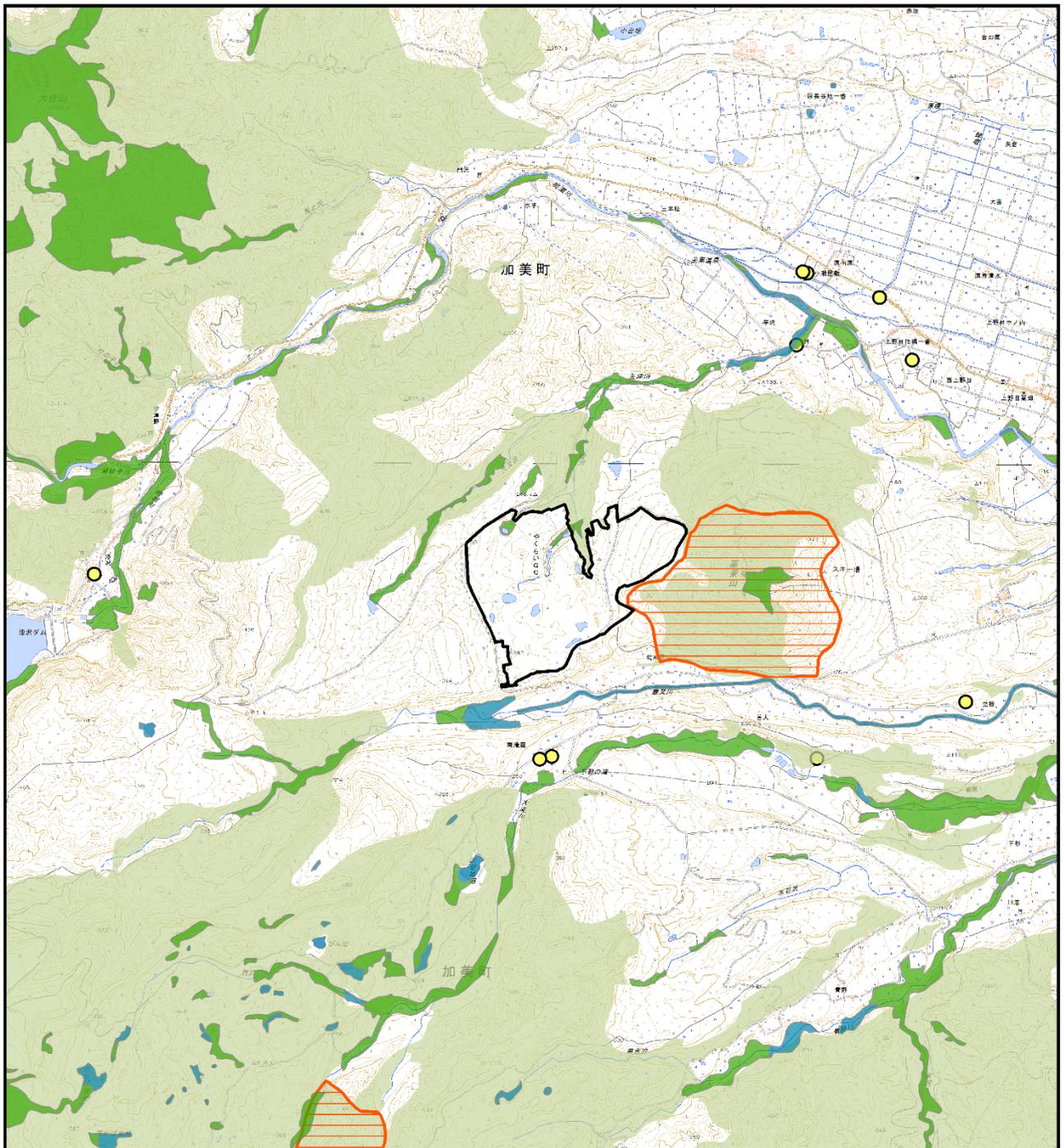
-  事業実施想定区域
-  天然記念物
-  巨樹巨木林

1:50,000



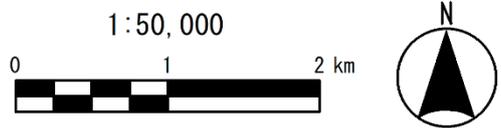
「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林データベース」(環境省 HP、閲覧:令和3年5月)  
 「文化財一覧」(加美町 HP、閲覧:令和3年5月)  
 より作成

図 4-6 事業実施想定区域及びその周囲の巨樹・巨木林・天然記念物



凡 例

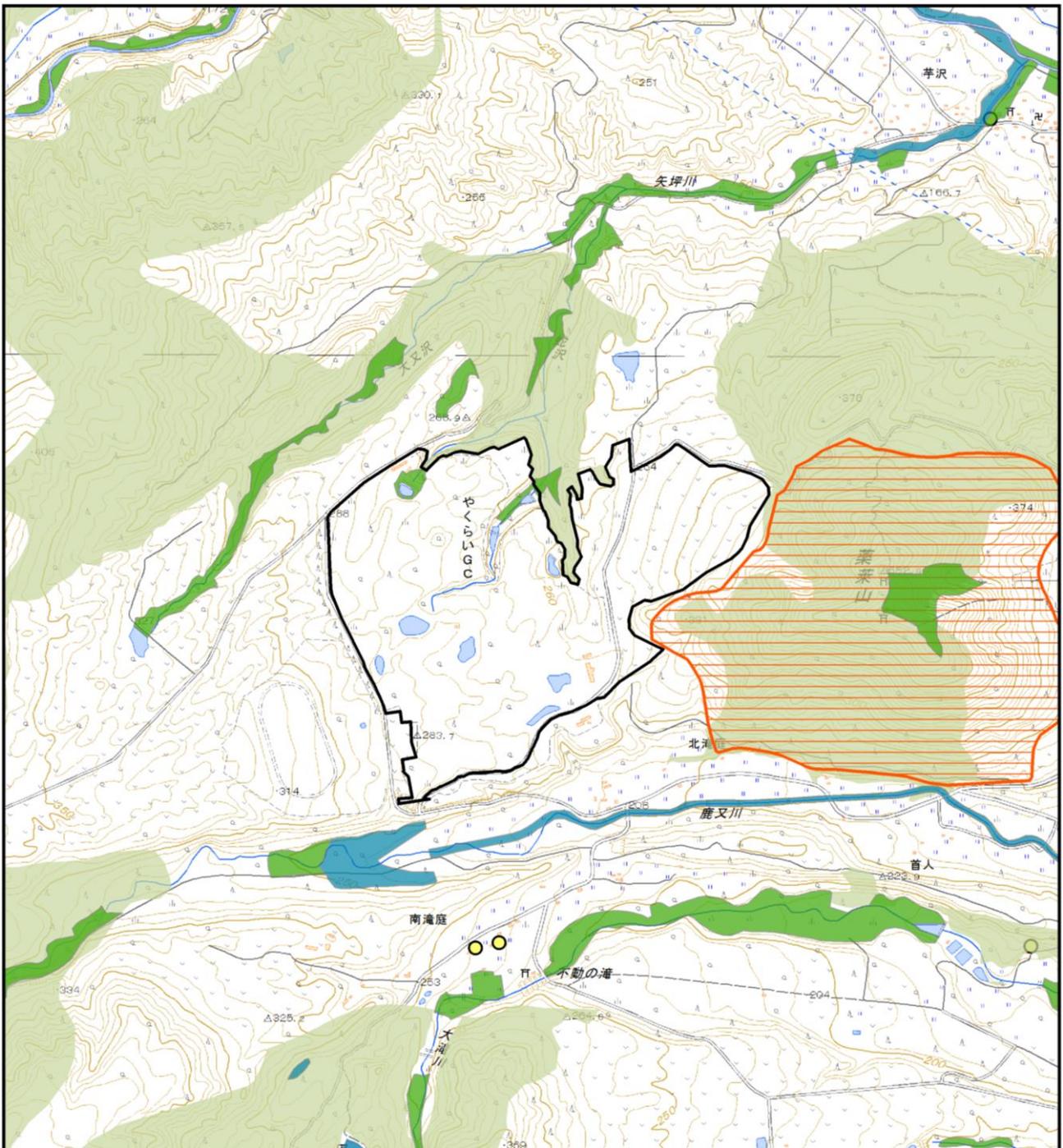
-  事業実施想定区域
- 自然植生
  -  植生自然度9
  -  植生自然度10
-  県立自然公園船形連峰
-  保安林
-  巨樹巨木林



「自然環境Web-GIS 植生調査 (1/2.5万) 第6・7回 (平成11年～24年/平成25年～)」(環境省HP、閲覧:令和3年5月)、「国土数値情報」(国土交通省HP、閲覧:令和3年5月)、「自然環境Web-GIS 巨樹・巨木林データベース」(環境省HP、閲覧:令和3年5月)

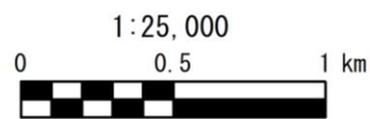
より作成

図 4-7(1) 重要な自然環境のまとまりの場の状況 (広域)



凡 例

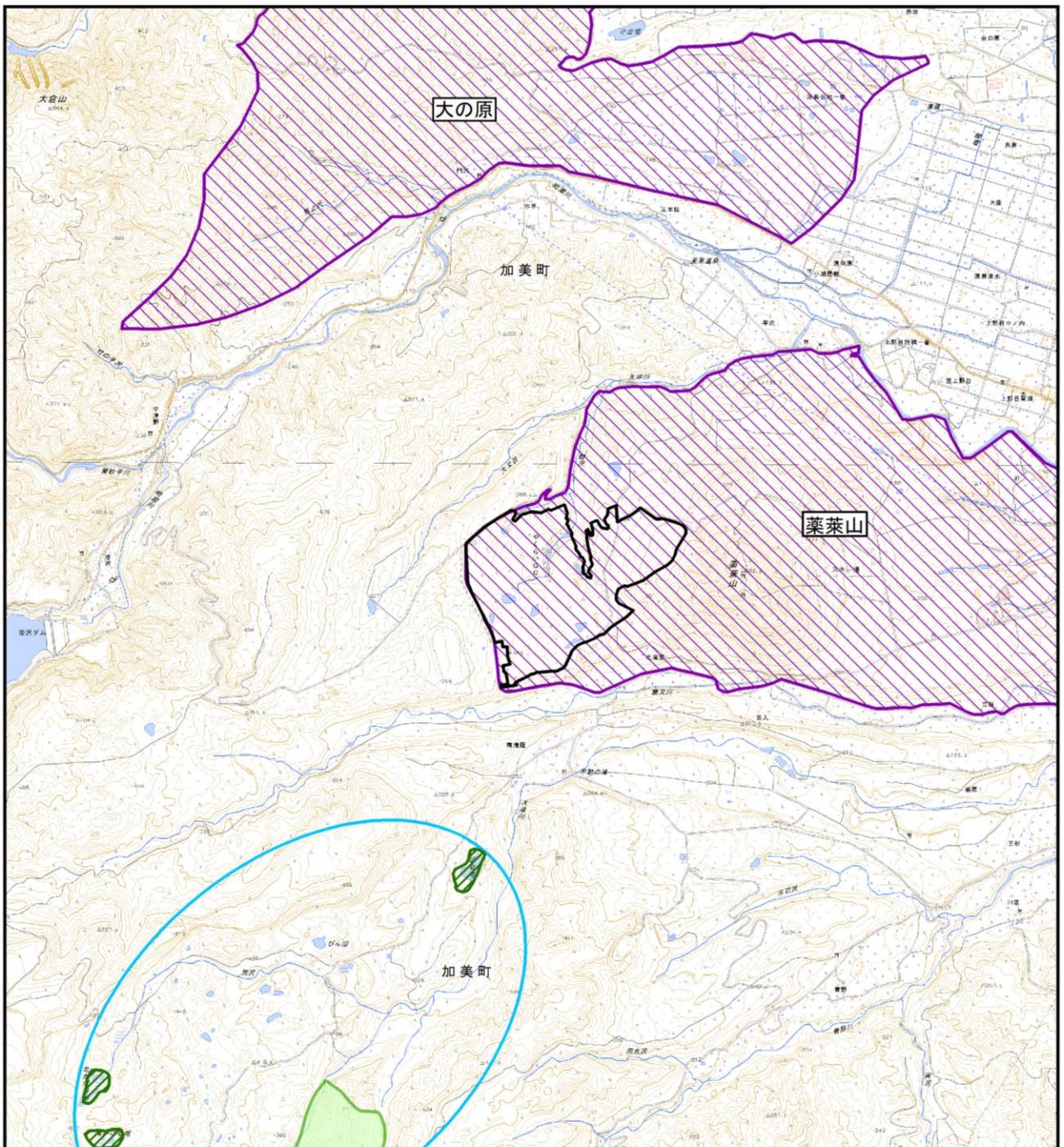
-  事業実施想定区域
- 自然植生
-  植生自然度9
-  植生自然度10
-  県立自然公園船形連峰
-  保安林
-  巨樹巨木林



「自然環境Web-GIS 植生調査 (1/2.5万) 第6・7回 (平成11年~24年/平成25年~)」(環境省HP、閲覧:令和3年5月)、「国土数値情報」(国土交通省HP、閲覧:令和3年5月)、「自然環境Web-GIS 巨樹・巨木林データベース」(環境省HP、閲覧:令和3年5月)

より作成

図 4-7(2) 重要な自然環境のまとまりの場の状況 (拡大)



凡 例

-  事業実施想定区域
-  鳥獣保護区
-  特定植物群落
-  生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)
-  生物多様性の観点から重要度の高い湿地

1:50,000



「令和2年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県HP、閲覧:令和3年5月)、「自然環境Web-GIS 特定植物群落調査 第2回、第3回、第5回」(環境省HP、閲覧:令和3年5月)、「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域 (KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパンHP、閲覧:令和3年5月)、「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(環境省HP、閲覧:令和3年5月) より作成

図 4-7(3) 重要な自然環境のまとまりの場の状況

#### 4.4 総合的な評価

重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果は、表 4-7 のとおりである。

反射光、動物、植物及び生態系については、今後の環境影響評価における現地調査及び予測評価結果を踏まえて環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避又は低減できる可能性が高いと評価する。

今後、方法書以降の手続き等において、より詳細な調査を実施し、ソーラーパネルの配置等及び環境保全措置を検討することにより、環境への影響を回避又は低減できるよう留意するものとする。

表 4-7(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
反射光	<p>事業実施想定区域から、配慮が特に必要な施設等までの最短距離は、住宅等が約 0.3km、住宅等以外が約 2.9km であり、事業実施想定区域から 200m の範囲には配慮が特に必要な施設等は存在しない。</p> <p>事業実施想定区域から 1,000m の範囲には住宅等が 8 戸存在する。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>可能な限り反射光等が少ないパネルを選定する。</li> <li>太陽光パネルからの反射光や輻射熱による近隣民家等への影響が極力発生しないように残地森林の配置を計画する。</li> </ul>
動物	<p>水辺等の水域を主な生息環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が事業実施想定区域内に存在しており、その一部が直接改変されることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>樹林、草地及び耕作地といった環境を主な生息環境とする重要な種及び動物の注目すべき生息地においては、その一部が直接改変される可能性があることから、生息環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。また、事業実施想定区域は「葉菜山鳥獣保護区」に含まれている。そのため、施設の配置等の事業計画によっては、その一部が改変されることにより、事業実施による影響が生じる可能性がある。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物の生息状況を現地調査等により把握し、重要な種への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。</li> <li>猛禽類（特にクマタカ）については、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（環境省、平成 24 年）に準拠して生息状況の調査を実施する。</li> <li>土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生息環境への影響の回避・低減を図る。</li> </ul>

表 4-7(2) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において留意する事項
植物	<p>水辺等の水域を主な生育環境とする重要な種については、現存植生図上に現れない小さなため池が事業実施想定区域内に複数存在しており、その一部が直接改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>樹林、草地等といった環境を主な生育環境とする重要な種については、その一部が改変される可能性があることから、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>重要な植物群落としては、植生自然度 9 の群落が事業実施想定区域内の一部に存在しているため、改変される場合、生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。</p> <p>巨樹・巨木林、天然記念物に指定されている植物は、事業実施想定区域内に存在しないことから、改変による影響はない。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物の生育状況及び植物群落の現況を現地調査等により把握し、また、重要な種及び重要な群落への影響の程度を適切に予測した上で、必要に応じてソーラーパネルの配置及び環境保全措置を検討する。</li> <li>・土地の改変による濁水等の流入が生じないような計画や工法について検討し、生育環境への影響の低減を図る。</li> </ul>
生態系	<p>事業実施想定区域には、葉菜山鳥獣保護区が全域に、植生自然度 9 に相当する自然植生が一部に存在することから、葉菜山鳥獣保護区及び植生自然度 9 に相当する自然植生の面積の減少により生態系に影響が生じる可能性がある。</p> <p>上記の状況を踏まえ、今後の環境影響評価手続き及び詳細設計において、右に示す事項に留意することにより、重大な環境影響の回避又は低減が将来的に可能であるものと評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然植生について、現地調査等により植生の状況を把握する。</li> <li>・現地調査等により生態系注目種及び注目すべき生息・生育の場への影響の程度を適切に予測し、必要に応じて環境保全措置を検討する。</li> </ul>